

## 社会福祉法人シオン会 評議員の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シオン会（以下「当法人」という。）の定款第8条の規定に基づき評議員の報酬に関する基準を定める。

### (主旨)

第2条 当法人の評議員は無報酬とする。

### (改廃)

第3条 この規程の改廃は理事会の決議・評議員会の承認を経る

### 附則

この規程は、平成30年2月23日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。